

# 公有財産売却のお知らせ

三重県では、未利用財産の積極的な有効活用を図るため、次の財産を一般競争入札により売却します。



**最低売却価格**  
123,080,000円

物件名 : 旧津南警察署敷地  
所在地 : 津市久居中町177番1 外2筆  
面積 : 4,073.07㎡  
地目 : 宅地  
用途地域 : 第1種住居地域  
建ぺい率 : 60%  
容積率 : 200%

## 入札スケジュール

◎参加資格確認申請書提出期限  
平成28年12月13日  
◎入札書提出期限  
平成28年12月19日

## <お問い合わせ先>

三重県総務部管財課 (担当: 石川)

電話 059-224-2135

FAX 059-224-2111

ホームページ <http://www.pref.mie.lg.jp/KANZAI/HP/index.htm>

## 物件調書

土地	所在	津市久居中町		
	地番	地目(登記/現況)	地積(実測/公簿)	
	177番1	宅地/宅地	2,885.09 m <sup>2</sup> / 2,885.09 m <sup>2</sup>	
	251番1	宅地/宅地	999.55 m <sup>2</sup> / 999.55 m <sup>2</sup>	
	252番4	雑種地/宅地	188.42 m <sup>2</sup> / 188 m <sup>2</sup>	
建物	所在地	津市久居中町 177番地 1		
	家屋番号	未登記	種類	道場
	構造	鉄骨造三晃式長尺鉄板瓦棒葺平屋建		
	建築年月日	昭和 43 年 10 月 15 日	床面積	313.51 m <sup>2</sup>
接面道路の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南側で片側歩道付舗装県道「久居松阪線」(幅員約 9.7m) に当面で接面</li> <li>・ 北側約 60m が舗装市道射場町 11 号線に 0.9m 高く接面</li> <li>・ 東側約 15m が舗装市道射場町 11 号線に約 1m 高く接面</li> </ul>		
法令に基づく制限	建築基準法 都市計画法	地域区分	市街化区域	
		用途地域	第 1 種住居地域	
		指定建ぺい率	60%	
		指定容積率	200%	
		防火指定	-	
	その他	日影制限(二)		
その他	-			
造成宅地防災区域		-		
土砂災害警戒区		-		
津波災害警戒区域		-		
供給処理 施設の状況	電気	引込配線 有		
	水道	接面道路配管 有(口径 100mm) 引込(給水)管 有 (口径:給水管 40mm メーター20mm)		
	汚水	公共下水		
	都市ガス	無		
敷地の概況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 間口約 36m、奥行約 89m の不整形地</li> <li>・ 敷地中央に津市所有の井溝、里道が介在</li> </ul>		
交通接近状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近鉄名古屋線「久居」駅から約 1.2km (道路距離、以下同じ)</li> <li>・ 伊勢自動車道「久居」IC から約 1km</li> </ul>		

**【土地に関する事項】**

- ・ 土壤汚染調査未実施ですが、過去、有害物質を使用した形跡は認められないため、土壤汚染の可能性は低いと考えられます。
- ・ 3筆のうち、252番4については法務局備付けの地積測量図はありません。ただし、当該筆は平成12年8月、残り2筆は平成23年3月に境界を確定しています。
- ・ 敷地内に排水管の埋設及び浄化槽壁が留置されています。「除却状況・配管埋設状況等」を参照してください。
- ・ 敷地中央部に津市所有の井溝及び里道が介在します。当該地を一体で利用するためには占有許可や払下げ等が必要となります。
- ・ 当該敷地の南側に接面する道路は都市計画道路「風早小森線（計画幅員16m）」となっており、一部敷地が計画区域に含まれています。
- ・ 当該敷地の固定資産仮評価額は93,442,651円（3筆合計）です。

**【建物等に関する事項】**

- ・ 現況有姿のまま引き渡しとし、建物及び敷地内に所在する工作物及び物品（以下、建物等といいます。）の撤去、改修等は購入者の負担とします。
- ・ 建物は未登記です。引き続き使用する場合は新たに登記が必要となります。なお、建物の登記に要する費用は購入者の負担となります。
- ・ 耐震性の有無及び石綿（アスベスト）の使用状況は調査を実施していないため不明です。

**【入札・契約に関する事項】**

- ・ 入札参加者自身において、現地及び利用に係る諸規制等について調査確認を行ったうえでご参加ください。
- ・ 落札決定後、30日以内（ただし、平成29年3月31日が先に到来する場合は同日まで）に契約を締結していただきます。
- ・ 契約締結に際し、契約保証金（売買代金の100分の10以上）が必要です。（契約保証金は売買代金に充当します。）
- ・ 売買代金のうち、契約保証金を差し引いた代金については、県が発行する納入通知書により契約締結日から25日以内にお支払いいただきます。
- ・ 売買代金の他に契約に係る経費（印紙代）、土地の所有権移転に係る経費（登録免許税）及び不動産取引に係る各種租税（不動産取得税等）が別途必要です。